

10 環境エネルギー

1 環境基本計画

(1) 経過

平成 10 年 3 月	松本市環境基本条例制定
11 年 12 月	松本市環境基本計画を策定
20 年 10 月	松本市一般廃棄物処理計画（平成 20 年度～平成 29 年度版）を策定
23 年 7 月	第 3 次松本市環境基本計画を策定
29 年 3 月	第 3 次松本市環境基本計画（平成 28 年度改訂版）を策定
30 年 3 月	松本市一般廃棄物処理計画（平成 30 年度～令和 9 年度版）を策定
31 年 2 月	松本市災害廃棄物処理計画を策定
令和 3 年 8 月	第 4 次松本市環境基本計画を策定

(2) 進行管理及び評価

「松本市の環境（松本市環境基本計画年次報告書）」を年 1 回発行

(3) 環境審議会

松本市環境基本条例に基づき設置された諮問機関で、環境保全に係る基礎的事項について、調査、審議等を行っています。

2 ゼロカーボン推進事業

(1) 経過

平成 13 年 4 月	松本市住宅用太陽光発電システム等設置補助金を創設
23 年 11 月	松本市地球温暖化対策実行計画を策定
28 年 7 月	松本市地球温暖化対策実行計画（平成 28 年度改訂版）を策定 松本市再生可能エネルギー地産地消推進計画を策定
29 年 6 月	松本市住宅用温暖化対策設備設置補助金を創設
29 年 9 月	松本市再生可能エネルギー導入支援事業補助金を創設
30 年 4 月	松本市住宅用太陽光発電システム等設置補助金を松本市住宅用温暖化対策 設備設置補助金に統合
11 月	「温暖化対策ビジネスフォーラム in まつもと」を開催
31 年 2 月	竜島温泉に木質バイオマス熱利用設備（チップボイラー）を導入
令和 2 年 1 月	世界首長誓約/日本に署名
2 月	松本市環境配慮型公共施設整備指針を策定
12 月	気候非常事態宣言及び 2050 ゼロカーボンシティ表明
4 年 2 月	松本平ゼロカーボン・コンソーシアムの設立
4 月	乗鞍高原地域が環境省の「脱炭素先行地域」に選定
6 月	松本市ゼロカーボン実現条例の制定
7 月	松本市役所ゼロカーボン実現プランを策定（松本市地球温暖化対策実行計画

(事務事業編)を改定)

8月 まつもとゼロカーボン実現計画を策定(松本市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)を改定)

(2) 補助金交付実績(令和4年度)

住宅用温暖化対策設備設置補助金 1,310件 106,424千円

(既存住宅への太陽光発電システム、定置型蓄電池設置補助含む。)

(3) 世界首長誓約/日本への署名

松本市は、世界首長誓約/日本へ署名して、地球温暖化に関する3つの事項に取り組むことを誓約、気候変動への取り組みを行い、パリ協定への貢献を進める首長・自治体であることを表明しました。

(4) 気候非常事態宣言及び2050ゼロカーボンシティ表明

松本市は、松本の豊かな資源が生み出す再生可能エネルギーの活用や3Rの推進による、省資源、省エネルギーの徹底などを盛り込んだ、「松本市気候非常事態宣言~2050ゼロカーボンシティを目指す~」を表明しました。

(5) 松本平ゼロカーボン・コンソーシアムの設立

松本平における脱炭素事業の推進を図るため、産学官が連携して推進する組織「松本平ゼロカーボン・コンソーシアム」を設立しました。

(6) 脱炭素先行地域の選定

国が先行的に脱炭素施策を行う自治体に対して、重点的支援を行う脱炭素先行地域に乗鞍高原地域が採択されました。

(7) 松本市ゼロカーボン実現条例の制定

脱炭素に関し、市、事業者及び市民それぞれの責務や、今後の脱炭素施策の基本方針等を定めた松本市ゼロカーボン実現条例を制定しました。

(8) 松本市役所ゼロカーボン実現プランの策定

実現条例の制定に基づき、松本市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)を改定し、令和4年7月に新たに「松本市役所ゼロカーボン実現プラン」を策定しました。本計画は令和2年度に策定した松本市環境配慮型公共施設整備指針を統合したものです。

(9) まつもとゼロカーボン実現計画の策定

実現条例の制定に基づき、松本市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)を改定し、令和4年8月に新たに「まつもとゼロカーボン実現計画」を策定しました。本計画は平成28年度に策定した松本市再生可能エネルギー地産地消推進計画を包含するもので、かつ新たに松本市気候変動適応計画を位置付けたものです。

3 食品ロス削減事業

(1) 経過

平成23年5月 「残さず食べよう!30・10運動」を開始

24年度 「ごみの分別と食べ残し」をテーマに園児を対象とした参加型環境教育を開始

25年度・28年度 食品ロス削減に係る調査事業を実施

26年度 おうちで「残さず食べよう!30・10運動」を開始

食品ロス削減啓発用紙芝居を作成

- 27 年度 環境省モデル事業で、市内 3 小学校で学校給食における食べ残し量調査を実施
- 28 年度 小学校 3 年生を対象とした環境教育事業を開始
「残さず食べよう！」推進店・事業所認定制度を開始
- 29 年 10 月 「第 1 回食品ロス削減全国大会」を開催
- 31 年 12 月 食品ロス削減啓発用絵本を作成
- 令和元年 10 月 食品ロス削減シンポジウムを開催
- 3 年 2 月 第 2 回食品ロス削減シンポジウム（オンライン）を開催
- 3 月 松本市食品ロス削減推進計画を策定
- 4 年 2 月 まつもとフードシェアマーケットを開始
- 10 月 第 1 回もったいないクッキンググランプリを開催

(2) 令和 4 年度 of 取組み

- ア 11 月 21 日に松本山雅 F C のホームゲームで「松本市 3 R でゼロカーボンマッチ」を開催し、来場者へ 3 R の実践を促すことで、ごみ減量への機運を醸成しました。
- イ 園児を対象とした参加型環境教育を、公立 45 園に加え、私立・国立 19 園で実施し、小学 3 年生を対象とした環境教育を、市内 29 校で実施しました。
- ウ おうちで「残さず食べよう！ 3 0 ・ 1 0 運動」（家庭における食品ロス削減の取組み）
 - (ア) 毎月 30 日を「冷蔵庫クリーンアップデー」、毎月 10 日を「もったいないクッキングデー」として取組みを推進しています。
 - (イ) 松本大学との連携で作成した「もったいないクッキングレシピ集」を小学校の環境教育などで活用しました。レシピは、レシピ掲載サイト「クックパッド」内の「消費者庁のキッチン」でも公開されています。
 - (ウ) 食品ロス削減月間（10 月）に、「残さず食べよう！ 3 0 ・ 1 0 運動 おうちで食べきりキャンペーン」として、小売店でのポスター一斉掲出を行いました。
 - (エ) 各家庭で食品ロス問題や家庭でできる取組みについて知り、実践を促すために、食品ロスや生ごみの削減につながる料理のアイディアを広く募集し、表彰する「第 1 回もったいないクッキンググランプリ」を開催しました。
- エ おそとで「残さず食べよう！ 3 0 ・ 1 0 運動」（飲食店における食品ロス削減の取組み）

市内飲食店や小売店、事業所を対象として「残さず食べよう！」推進店・事業所認定制度を実施し、平成 30 年 9 月から、小売店も推進店として認定しています。（令和 4 年度末 376 件（飲食店 227 ・ 小売店 38 ・ 事業所 111））
- オ 市内で活用を推進しているフードシェアリングサービスを「まつもとフードシェアマーケット」と称しソーシャルグッドマーケット K u r a d a s h i 、自治体運営型フードシェアリングサービスまつもとタベスケを活用して事業系食品ロスの削減を進めました。
- カ 食品小売店において期限切迫等の理由で正規価格より値引きしている商品の販売を促進することで事業系食品ロスを削減するために、株式会社デリシアと連携し、市内 13 店舗の値引き商品販売コーナーに食品ロス削減啓発資材を掲出しました。

4 環境教育事業

- (1) エコスクール事業、小中学校環境教育支援事業等による環境学習講座の実施、松本市地球温暖化防止市民ネットワークによる環境保全啓発活動を実施しました。

ア エコスクール実績

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
講座開催数	10 回	12 回	14 回
参加人数	145 名	153 名	225 名

【実施内容】塩沢川ホタル観察会、ペットボトルから繊維を作ろう、アルプスヘライチョウに会いに行こう、ロケットストーブを作ってみよう、ワシ・タカウォッチング、化石を通して地球を学ぼう、冬の自然観察会、チョウを観察しよう、ソーラーライトづくり等

イ 松本市環境教育支援事業の実績

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
実施校数	20 校	15 校	18 校
実施事業	50 事業	43 事業	43 事業
実施プログラム数	25 講座	20 講座	19 講座
参加人数	2,512 名	2,544 名	2,294 名

【実施内容】リバーアドベンチャー、木の授業とバームクーヘン作り、水はどこから？、体感&体感！自然体験学習！、体感プログラムを中心とした自然体験学習、水辺の生物の観察会、ぬかくどご飯焼き体験、地域発見ウォーキング、生き物から学ぶ環境学習等

5 eco オフィスまつもと認定事業

松本市環境基本計画を事業者の立場から推進するため、省エネや節電、ごみの減量化、エコ通勤など、環境に配慮した取組みを行っている事業所を「eco オフィスまつもと」として認定する事業を 27 年度から実施しています。令和 4 年度は三つ星事業所 2 社を優秀事業所として表彰しました。

令和 4 年度末認定事業所数 33 事業所（☆：10 事業所、☆☆：8 事業所、☆☆☆：15 事業所）

6 環境保全対策

- (1) 水質汚濁防止対策

ア 公共用水域水質調査

(ア) 調査目的 水質汚濁防止法第 15 条第 1 項に基づく公共用水域の水質監視

(イ) 調査場所 3 河川 1 湖沼 5 カ所 犀川(島々谷川合流点上、水殿ダム下)、田川(新田川橋)、鎖川(鎖川橋)、美鈴湖(流出部)

(ウ) 調査回数 通年 河川：年 24 回〈田川(新田川橋)、鎖川(鎖川橋)〉、年 12 回〈犀川(島々谷川合流点上)〉、年 4 回〈犀川(水殿ダム下)〉、湖沼：年 8 回〈美鈴湖(流出部)〉

(エ) 調査項目 70 項目(BOD など環境基準項目他)

イ 市内河川定点水質調査

(ア) 調査目的 市内主要河川の水質状況の把握

(イ) 調査場所 18 河川 30 カ所

(ウ) 調査回数 年 2～4 回

(エ) 調査項目 BODなど14項目

ウ 市内河川底質・水質健康項目調査

(ア) 調査目的 市内主要河川の底質(底泥)及び水質の健康項目状況の把握

(イ) 調査場所 1カ所

(ウ) 調査回数 年1回

(エ) 調査項目 底質はカドミウムなど6項目、水質健康項目はカドミウムなど14項目

エ 市内河川水生生物調査

(ア) 調査目的 市内主要河川の水質状況を水生生物により評価

(イ) 調査場所 市内河川13カ所

(ウ) 調査回数 年1回

(エ) 調査方法 平成11年7月の環境庁・建設省指定調査方法による

オ 市内地下水水質調査

(ア) 調査目的 水質汚濁防止法第15条第1項に基づく地下水の水質監視

(イ) 調査場所 18カ所

(ウ) 調査回数 年1回

(エ) 調査項目 有機塩素系溶剤など15項目(13カ所)、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素など2項目(4カ所)、ほう素(1カ所)

カ 水質汚濁防止法等特定事業場立入検査

(ア) 目的 水質汚濁防止法又は長野県良好な生活環境の保全に関する条例に基づく特定事業場の排水監視

(イ) 立入回数 76事業場 延べ95回

(2) 土壌汚染対策

土壌汚染対策法では、有害物質使用特定施設を設置する工場・事業場において、その施設が廃止された際に土地の所有者等に土壌汚染状況調査を義務付け、その結果汚染が判明した場合は汚染の除去等必要な措置を講ずるよう定めています。

ア 土壌汚染調査の結果、汚染が判明し区域を指定した件数 1件

イ 一定規模以上の土地の形質の変更届出書受理件数 26件

(3) 騒音・振動防止対策

ア 道路交通環境調査

(ア) 調査目的 道路交通環境対策のための基礎資料

(イ) 調査場所 市内主要道路沿い6カ所

(ウ) 調査回数 年1回

(エ) 調査項目 3項目(騒音レベル、振動レベル、交通量)

イ 長野自動車道沿道騒音調査

(ア) 調査目的 周辺住民の生活環境保全のための測定

(イ) 調査場所 2カ所

(ウ) 調査回数 年1回

(エ) 調査項目 2項目(騒音レベル、交通量)

ウ 一般環境騒音調査

(ア) 調査目的 地域類型ごとの環境基準達成状況調査

- (イ) 調査場所 3カ所
- (ウ) 調査回数 年1回
- (エ) 調査項目 1項目(騒音レベル)

(4) 大気汚染防止対策

ア 大気常時監視

- (ア) 調査目的 大気汚染防止法第22条第1項に基づく大気の常時監視
- (イ) 調査場所 2カ所(一般環境大気測定局(庄内)、自動車排出ガス測定局(渚交差点))
- (ウ) 調査回数 通年(1時間ごと)
- (エ) 調査項目 松本庄内局:3項目、松本渚交差点局:4項目

イ 有害大気汚染物質常時監視(1カ所、月1回、27項目)

ウ 微小粒子状物質成分測定(1カ所、年1回、21項目)

(5) 悪臭防止対策

工場その他の事業場から事業活動に伴って発生する悪臭について臭気指数規制で対応しました。

(6) 地下水の保全

ア 松本市水環境を守る条例

地下水の保全と地下水利用の適正化を図るため、水環境を守る条例に基づき動力を用いた吐出口口径25mm以上の地下水採取施設については、採取者が届出をすることとなっています。

・届出数566件(令和5年3月31日現在)

イ 地下水位測定

- (ア) 清水、島立、今井の3地点で常時監視
- (イ) 松本城周辺4カ所で年2回、測定を実施

令和3年度の地下水位の変動は、前年とほぼ同様の変化を示しました。

ウ アルプス地域地下水保全対策協議会(平成24年2月24日設立、11市町村及び県で構成)

協議会のなかで、松本盆地を1つの水がめとしてとらえた広域的な地下水の保全・かん養や適正利用の方策をさぐるとともに、地下水に関する調査や研究を進めています。

平成31年2月に「地下水の保全及びかん養に関する指針」が策定され、今後は、この指針に基づき他市町村とともに広域的に取り組んでいきます。

(7) 開発行為または建築確認申請時における公害未然防止指導

(8) 公害苦情件数 (単位:件)

年度	総数	大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭	その他
R2	50	30	2	1	9	0	0	8	0
R3	53	29	1	0	11	1	0	10	1
R4	48	28	2	0	11	1	0	6	0

(9) 生物多様性の保全

「松本市生物多様性地域戦略」(平成28年3月策定)の3つの取組方針「学習し、広める」「想像し、考える」「実践し、活かす」と行動計画に基づき、生物多様性の保全を進めます。

ア 生物多様性モニタリング調査

奈川地区でゴマシジミモニタリング調査を行いました。

イ 市民参加型生物調査

市民セミ調査を6月から9月にかけて実施しました。

ウ ゴマシジミ保護回復事業

モニタリング調査の中で、食草ワレモコウの株数調査と奈川地区に生息するゴマシジミの生息状況調査を実施しました。

(10) 公衆トイレ管理

ア 公衆トイレの清掃等維持管理

イ 公衆トイレに関する苦情処理

7 葬祭事業

平成 17 年 4 月、葬祭センターに係る市直営業務（施設使用許可等の管理業務）と委託業務（火葬業務等）の管理運営の一元化を行い、市民サービスの一層の向上と効率的な運営を図るため、指定管理者制度へ移行しました。

(1) 施設の概要

ア 位 置 松本市蟻ヶ崎 4 丁目 10 番 1 号

イ 敷地面積 9,500.55 m²

ウ 延床面積 2,422.27 m²

エ 構造 鉄筋コンクリート造平屋建一部 2 階建

オ 施設の内容 火葬棟、倉庫棟、中央ホール棟、収骨棟、待合棟

カ 炉 数 ・火葬炉 5 基 ・動物炉 1 基

キ 事業費 2,005,880 千円（建設事業費）

(2) 令和 4 年度葬祭業務取扱件数 () 内は令和 3 年度

(単位：件)

区 分	市 内	市 外	合 計	区 分	市 内	市 外	合 計
火 葬	(2,530) 2,727	(163) 217	(2,693) 2,944	葬 具	(123) 67	(2) 1	(125) 68
待 合 室	(2,061) 2,014	(86) 123	(2,147) 2,137	祭 壇	(0) 0	(0) 0	(0) 0
霊 柩 車	(274) 218	(10) 12	(284) 230	動物火葬	(1,228) 1,178	(132) 111	(1,360) 1,289

※火葬は、死体、死産児、胞衣の合計件数

8 霊 園

現在、市営 10 霊園合計で、13,538 基の管理を行っています。

中山霊園の第 1 次造成は昭和 62 年度で終了し、第 2 次造成事業は平成 2 年度から平成 15 年度までに墓所造成を行い、19 年度までに募集、貸付を行いました。

また、市民の新規墓地需要に応えるため、第 3 次造成事業計画を策定、既存霊園南側隣接地を約 8.4ha 拡張し、約 2,000 基の墓所造成を行い、平成 20 年度から需要を把握し貸付を行っています。

平成 18 年度までに造成工事の実施計画・測量調査を行い、19 年度に事業用地を松本市土地開発公社から取得、造成工事を実施し、平成 20～令和 4 年度には 1,198 基の墓所造成、貸付を行いました。

平成 23 年度には、中山霊園シンボルタワーを改修し、埋蔵数 800 体（個別埋蔵 400 体、共同埋蔵

400 体）の合葬式墳墓を整備し、平成 24 年度から供用を開始しました。平成 29 年度には共同埋蔵場所を、令和元年度には個別埋蔵場所の増設を行いました。（個別埋蔵 800 体、共同埋蔵 1,200 体）

さらに、多様化する墓地需要に対するため、樹木式埋蔵場所 960 体分を 29 年度に整備し、令和 2 年度から生前申請の受付を開始しました。

(1) 霊園別概要

No.	霊 園 名	面 積 (㎡)	1 区画面積	墓所数 (基)
1	蟻ヶ崎霊園	16,863	2～20	2,445
2	並柳霊園	1,952	3.3～ 6.6	482
3	中山霊園	140,855	4～16	9,217
4	奈川霊園	822	6～12	116
5	あずさがわ霊園	1,335	6～ 9	206
6	上野霊園	744	4～ 6	125
7	横沢霊園	71	5.48	13
8	さみぞ霊園	1,027	4.1～ 6	173
9	下原霊園	2,204	4.8～ 7.3	368
10	つつじヶ丘霊園	2,358	6	393
合 計		168,231	—	13,538

(2) 中山霊園の墓所造成実績

造成期	第 1 次造成	第 2 次造成	第 3 次造成	(第 3 次造成年度別内訳)			
年度	S43～S62	H2～H15	H20～	H20～R 元	R2	R3	R4
基	4,415	3,604	1,198	1,110	37	—	51

9 広域葬祭センター

昭和 53 年 2 月 1 日に 1 市 4 町 12 村による南安松筑広域環境施設組合を設立（現在は、構成市町村の合併により 2 市 4 村 名称は安曇野松筑広域環境施設組合）し、施設は老朽化及び住民サービスの向上にむけて全面改築を行い、平成 13 年 3 月に竣工しました。

施設の概要

- (1) 場 所 安曇野市豊科田沢 7881-1
- (2) 面 積 敷地 42,183 ㎡ 建物 2,098.35 ㎡
- (3) 設 備 火葬炉 5 基 小型炉 1 基
- (4) 事業費 1,237,510 千円（建設事業費）
- (5) 取扱件数 令和 4 年度火葬（死体・死産児・胞衣）1,681 件（内 松本市民利用 212 件）

10 ポイ捨て防止及び不法投棄防止対策

(1) ポイ捨て防止対策

たばこ、空き缶等のポイ捨て防止、家電製品等の不法投棄を防止するため、松本市ポイ捨て防止等及び環境美化に関する条例を制定し、平成 13 年 4 月 1 日から施行しました。ごみゼロ運動、散乱空き缶等追放キャンペーンを実施するほか、松本駅前での桃太郎旗等の掲示やポケットティッシュ

の配布による啓発活動とごみ拾いを行い、ポイ捨て防止の呼びかけを実施しています。

(2) 不法投棄防止対策

ア 現在の取組み

(ア) 不法投棄の防止及び早期発見のため環境美化巡視員（４年度 ４９９名）を委嘱するとともに、環境業務課行動班によりパトロール及び早期回収に取り組んでいます。

(イ) 不法投棄防止看板を作成し啓発活動を進めるとともに、平成 15 年度から不法投棄防止のためのフェンスを年次計画により設置しています。

(ウ) 廃タイヤ、バッテリー、消火器、ガスボンベの特別収集を年 1 回松本クリーンセンターで実施しています。

イ 不法投棄処理処理量

種別 \ 年度		R3	R4	比 較	備 考
実 施 日 数		110	129	17.3%	
実 施 箇 所		167	233	39.5%	
処 理 量 (t)	可燃ごみ	2	2	0.0%	
	不燃ごみ	4	4	0.0%	
	合 計	6	6	0.0%	
特 定 家 庭 用 機 器 (台)	テ レ ビ	16	39	143.8%	平成 13 年 4 月から家電リサイクル法の施行により、粗大ごみとしての収集を廃止しました。
	冷 蔵 庫 冷 凍 庫	10	10	0.0%	
	洗 濯 機	3	2	△33.3%	
	エアコン	4	1	△75.0%	
	合 計	33	52	57.6%	

ウ 今後の取組み

警察及び市民と連携・協力し、パトロールの強化、投棄者の発見及び迅速な回収処理に努めるとともに、不法投棄防止の啓発を行います。

11 環境衛生事業

(1) 環境衛生協議会

各町会単位に環境衛生部があり、この環境衛生部が集まって地区環境衛生協議会が組織され、さらに地区環境衛生協議会の連合体として松本市環境衛生協議会連合会が組織されており、自主的に環境衛生思想の普及や各種事業を実施し、市の環境行政に積極的に協力しています。

(2) 環境美化巡視員

平成 13 年 4 月に施行された松本市ポイ捨て防止等及び環境美化に関する条例に基づき、ポイ捨てや不法投棄の通報及びその防止のための啓発を行い、地域住民と協力して住みよい環境づくりにあたるため、町会環境衛生部長と地区環境衛生協議会長を環境美化巡視員に委嘱しています。

(3) 河川をきれいにする会

主要河川について、河川をきれいにする会が 18 団体組織されており、定期清掃などの環境美化活動が市民により自主的に行われています。

(4) 合併処理浄化槽設置整備事業

ア 経過

(ア) 平成元年4月に、生活排水による公共水域の水質汚濁防止並びに市民の快適な生活の確保を図るため、合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱を制定しました。

(イ) 平成13年4月には事業所等に設置される大型合併処理浄化槽を新たに補助対象とする要綱の改正を行いました。

イ 補助対象区域

公共下水道処理区域外

ウ 補助金額

人槽区分	補 助 実 績 (基)		
	R2	R3	R4
5 人 槽 ま で	2	5	3
6 ～ 7 人槽	2	1	0
8 ～ 10 人槽	0	0	0
11 人～20 人槽	0	0	0
21 人～30 人槽	0	1	0
31 人～50 人槽	0	0	0
51 人槽以上	0	0	0
合 計	4	7	3
補助金額 (千円)	1,519	3,032	776

エ 清掃費補助

公共下水道処理区域外における合併処理浄化槽の設置を推進するため、平成14年度から合併処理浄化槽の清掃に対し補助金を支出しています。

(ア) 補助対象区域 公共下水道処理区域外

(イ) 補 助 金 額 補助率 1/2 補助限度額 2 万円

(ウ) 令和4年度補助実績 250 件 補助金額 4,255 千円

(5) し尿年間収集量 (浄化槽汚泥を含む。) (単位:kl)

年度	収集量	し尿許可業者			直 営
		し 尿	汚 泥	雑排水	し 尿
R2	8,610	4,351	4,058	161	40
R3	8,250	4,267	3,792	148	43
R4	8,258	4,398	3,689	135	36

(6) 浄化槽の管理指導及び保守点検業者の登録に関する事務 (中核市事務)

令和4年度保守点検業者登録件数 7 件

(7) 浄化槽放流水の水質検査 (中核市事務)

令和4年度立入調査 (水質検査) 25 件

12 清掃事業

(1) ごみ・資源物年間収集量

(単位：t)

種 別 \ 年 度		R2	R3	R4
可燃ごみ	家 庭 系	38,304	37,000	36,770
	事 業 系	38,832	39,279	39,496
	合 計	77,136	76,279	76,266
	前 年 対 比	△2.0%	△1.1%	△0.0%
埋立ごみ	家 庭 系	490	430	412
	事 業 系	600	324	303
	合 計	1,090	754	715
	前 年 対 比	△4.0%	△30.8%	△5.2%
破碎ごみ	家 庭 系	133	116	107
	事 業 系	238	166	196
	合 計	371	282	303
	前 年 対 比	4.5%	△24.0%	7.4%
資 源 物	収集・持込み	7,542	7,073	6,912
	集 団 回 収	1,153	1,161	1,133
	合 計	8,695	8,234	8,045
	前 年 対 比	△6.6%	△5.3%	△2.3%
粗大ごみ (台)	軒先回収・持込み	5,026	4,574	4,411
	前 年 対 比	20.5%	△9.0%	△3.6%
合 計		87,292	85,549	85,329
前 年 対 比		△2.5%	△2.0%	△0.3%
リ サ イ ク ル 率		10.1%	9.7%	9.5%

(2) ごみ減量対策事業

ア 松本市一般廃棄物処理計画

平成4年度に第1次ごみ減量推進行動計画(4～13年度)及びごみ処理基本計画(5～24年度)を策定、平成14年度に第2次ごみ減量推進行動計画(14～22年度)を策定し、ごみ減量と資源化の推進に取り組んできましたが、合併等により計画と現状に隔たりが生じてきたため、平成20年度に平成29年度までの10年間を計画期間とした松本市一般廃棄物処理計画を策定しました。当該計画が計画年度を迎えたことから、平成29年度末には、松本市一般廃棄物処理計画(平成30年度～令和9年度版)を策定し、1人1日当たりの家庭系ごみ・事業系ごみの排出量を平成24年度比でそれぞれ10パーセント、30パーセント削減する目標を掲げ、更なる3Rの推進を図っています。

イ 再資源化の推進

焼却ごみの削減と再資源化の推進を図るため、「もったいない」をキーワードとした3R(発生抑制、再利用、再生利用)の取組みを実施しています。

(ア) 資源リサイクル事業の推進

年々増加するごみ量に対処するため、焼却経費の節減、埋立量の削減、資源物の有効利用等を目的として昭和53年から市民の協力を得る中で、資源リサイクル運動を開始しました。

平成16年度からは分別基準を、可燃ごみ、埋立ごみ、資源物、粗大ごみ、破碎ごみの5分別としました。また、資源リサイクル運動を推進するため、有価資源物リサイクル事業実施町会及び集

団回収を実施する団体に助成金を交付し、資源物の回収を促進しています。

(イ) プラスチックの再資源化

a 容器包装プラスチックの再資源化

平成 9 年に容器包装リサイクル法が施行されたことに伴い、平成 17 年 4 月から容器包装プラスチックの再資源化を行っています。

b プラスチック資源の一括回収の実施

令和 3 年度に環境省「プラスチックの資源循環に関する先進的モデル形成支援事業」に採択され、モデル地区 2 地区（島内地区、安曇地区大野川区）で容器包装プラスチック及び製品プラスチックの一括回収を試験的に実施しました。支援事業の結果を基に、焼却施設から発生する二酸化炭素排出量を削減し、プラスチック類の資源化を推進するため、「プラスチック資源」として容器包装プラスチック及び製品プラスチックの一括回収を、令和 5 年 1 月からは脱炭素先行地域である安曇地区大野川区で、令和 5 年 4 月からは市内全域で実施しています。

あわせて、製品プラスチックのうち指定 29 品目で大型のものは、「大型プラスチック資源」として資源化を始めました。

(ウ) 廃食用油の再資源化

廃食用油（てんぷら油）の再資源化を推進するため、平成 17 年 4 月から全地区での回収を開始し、平成 25 年からは市外の業者に収集運搬及び処理業務を委託して、バイオディーゼル燃料への再資源化を行っています。

(エ) 使用済小型家電製品の再資源化の取組み

小型家電リサイクル法の施行に伴い、使用済小型家電製品の再資源化に向け、平成 24 年 11 月からモデル事業による収集を開始し、平成 26 年 4 月からは全地区の資源物ステーションで回収を行っています。

(オ) 福祉施設との協働により資源物の常時回収場所を平成 18 年度から設置しています。（市内 15 カ所）

(カ) 平成 23 年度に紙類常設回収場所を 5 カ所設置（試行）し、24 年度には回収場所を 28 カ所に、26 年度には 32 カ所に拡大して、小紙片等の再資源化を進めています。

(キ) 剪定枝等資源化事業

公共施設から発生する剪定枝等をバイオマス発電の燃料として再資源化し、焼却ごみの減量を図っています。

(ク) 不用食器リサイクル事業

家庭で不用となった食器を回収し、状態の良いものは無料配布（リユース）、その他のものは新しい製品の原材料とする（リサイクル）事業を市民協働で実施しています。令和 4 年度は波田と入山辺の 2 カ所で開催し、計 4.8 トンを再資源化しました。

(ケ) 松本キッズ・リユースひろば事業

ごみの減量と子育て世代への支援を目的として、家庭で使わなくなった育児・子ども用品を無料で回収・配付する事業を実施しています。令和 4 年度は 6 回の配付会を開催し、計 9.8 トンの育児・子ども用品を必要とされている方に配付しました。

ウ プラスチックごみ削減事業

ごみの減量及びゼロカーボン実現に向けて、使い捨てプラスチックを中心とした削減事業を体

系化し、「ワンウェイプラスチック削減ミッション」として取組みを推進しました。

(ア) マイボトル利用促進事業

地域資源である豊富な美味しい水を活かし、マイボトルを利用しやすい環境を整備することで、ペットボトル使用量を削減するとともに、市民の環境にやさしいライフスタイルへの転換を促進します。令和 3 年度に引き続き、令和 4 年度においても、信州大学との連携により、アクアスポット s w e e（マイボトル専用無料給水設備）を市内 5 カ所（総合体育館、中央図書館、Mウイング、アルプス公園、旧制高等学校記念館）に追加設置しました。

(イ) テイクアウト容器リユースシステム構築事業

飲食店からのテイクアウト利用時に発生するプラスチックごみを削減するため、リユース容器の普及・定着を目指して、「アルパッケ」を活用したテイクアウト容器リユースシステム構築事業を開始しました。

(ウ) まつもとエコ旅宣言事業

市と宿泊事業者団体と共同で「まつもとエコ旅宣言」を発出し、宿泊施設において歯ブラシの提供を辞退した宿泊客にデジタクーポンを付与する、「まつもとエコ旅キャンペーン」を実施して、使い捨てプラスチックに頼らない観光スタイルを市内外へPRしました。

エ 事業所のごみ減量推進

事業系ごみの減量を推進するため、多量排出事業者に対し、ごみ減量行動計画書並びに廃棄物管理責任者選任届の提出を義務付けるとともに、「事業系ごみの分け方・出し方」を活用して、適正なごみの分別がされるよう周知・啓発を図っています。また、中核市移行に伴い県から産業廃棄物に係る業務が移譲されたことから、事業所への立入検査を強化し、ごみの適正処理の推進に向け指導を行っています。

オ ごみ減量機器の購入費補助

家庭や事業所でのごみ減量を推進するため、堆肥化処理容器、生ごみ処理機、剪定木処理機の購入費補助を行っています。

カ 紙類の可燃ごみ搬入規制

事業系の可燃ごみを減量するため、松本クリーンセンターに搬入される再生可能な紙類について平成 20 年 9 月から搬入規制を実施しています。

合わせて、収集運搬許可業者が搬入したごみの内容、分別状況を調査する展開検査を実施しています。

キ 生ごみ堆肥化講習会の開催

家庭から出る生ごみの減量を図るため、ダンボールを使った堆肥化講習会を、令和 5 年度からは松本市環境衛生協議会連合会の事業として、各地区協議会会長を対象に講習を開催します。

ク 家庭ごみ有料化の検討

(ア) 平成 21 年度、松本市ごみ有料化検討委員会を 5 回開催し、検討結果が市長に報告されました。

(イ) 平成 22 年度、松本市ごみ有料化検討委員会の検討結果報告を受け、庁内プロジェクトによる有料化の検討を行った結果、議会からの政策提言も踏まえた中で、当面の間は、有料化以外のごみ減量化施策を推進することとし、有料化について今後さらに検討することとしました。

ケ スプレー缶(カセットボンベを含む。)及びライターの分別収集

スプレー缶等の穴開けによる事故が全国的に発生しており、市民の安全を確保するためにスプ

レー缶等の穴開けを不要とし、また、ライターによるパッカー車の火災を防止するため、平成 29 年 4 月から新たにスプレー缶等とライターの分別収集を始めました。

コ ごみ分別アプリ「さんあ〜る」の配信

平成 29 年度、ごみ分別アプリ「さんあ〜る」の配信を開始し、ごみ・資源物の分け方出し方及び収集日程表など、市民が手軽に情報を得られるよう利便性の向上を図っています。

サ 家庭系・事業系可燃ごみの組成及び食品ロス調査の実施

平成 30 年度から、本市のごみの排出実態を的確に把握し、今後のごみ減量化施策につなげるため、家庭系・事業系可燃ごみの組成及び食品ロス調査を実施しています。

シ 製紙機の導入

市役所で使用する紙の削減と、市民への環境教育に活かすため、製紙機を令和元年度に導入しました。令和 4 年度には、当該製紙機で庁内の廃棄書類から再生紙を作成し、市民への案内チラシ等に使用しました（再生紙生産枚数：611,520 枚）。

13 廃棄物処理施設

(1) 最終処分場

ア 松本市エコトピア山田

(ア) 経過

昭和 60 年から 2 カ年で管理型埋立地として拡張整備し、サンドイッチ＋セル方式で埋立をしています。

平成 14 年 10 月 1 日には山田不燃物処理場から、エコトピア山田に名称変更し、より市民に親しまれる施設運営を目指しています。

また、処分場の延命化を図るため、平成 15 年度に破碎施設を整備しました。

平成 20 年度からは、焼却灰の一部の再資源化平成 23 年度から飛灰の一部の再資源化を開始し、加えて、平成 24 年度には、塩尻市、朝日村とのごみの共同処理開始に伴う灰の交換により飛灰は市内の最終処分場への埋立を行わないこととしました。しかし、平成 25 年度の途中で再資源化を行っていた業者での受け入れが中止となり、平成 26 年度から、安定した処理を行うため他の方法による再資源化を行うことに加え、市外業者による委託埋立を行うこととしました。

平成 27 年度には、今後も継続して廃棄物の埋め立てを行うにあたり、適切な機能を維持させるとともに施設の改善点を確認するため、最終処分場全般の構造物等安全確認検査を実施しました。その結果、改善の必要性があると指摘された設備の一部については、平成 28 年度に構造物の設置及び改修を行いました。

令和 2 年度には、破碎処理により減容化した埋立ごみの一部の委託埋立を開始しました。

令和 3 年度からは施設の再整備のため、廃棄物の埋め立てを休止しました。

(イ) 施設の概要

区 分		数 量 等	備 考
面 積	処 分 場 全 体 面 積	122,473m ²	
	埋 立 可 能 面 積	67,300m ²	
埋 立	埋 立 可 能 容 量	745,000m ³	
	埋 立 済 量	426,074m ³	令和 3 年度末

量	残 容 量	0m ³	令和 3 年度末
埋 立 開 始 年 月		昭和 45 年 2 月	昭和 62 年に拡張整備

(ウ) 埋立量

区分	R2	R3～
埋立ごみ	985 t	再整備のため 埋立を休止
焼却灰	5,661 t	
飛灰	0 t	
合計	6,646 t	

(エ) エコトピア山田再整備事業

施設の使用開始から 50 年近くが経過することから、今後も長期にわたり安全な施設として使用するため、現埋立施設を維持しつつ、改正後の構造基準を念頭に、平成 28 年度までの当該施設の今後の方針検討を踏まえ、平成 29 年度から本格的な検討を開始しました。

その結果、平成 30 年度には、より安全な施設として埋立地の再整備を行い、延命化を図ることとした方針を決定しました。

令和元年度は、方針決定した構想案を基に、国の交付金制度を活用するため、「循環型社会形成推進地域計画」を策定し、長野県を通じて環境省に提出しました。また、既存廃棄物を適正に移設するための調査を実施しました。

令和 2 年度は、再整備に係る全体基本計画（案）の作成を進めるとともに、環境影響評価に着手しました。また、計画どおり、現処分場への廃棄物の埋め立ては令和 2 年度末で終了しました。

令和 3 年度は、再整備に係る全体基本計画の策定及び建物解体工事を行うとともに、既存廃棄物移設工事に着手し、令和 4 年度は、新処分場の基本設計に着手しました。

再整備期間中は最短でも 6 年間は、灰を含め、廃棄物の最終処分を民間業者へ委託する必要があることから、安定的に処分できるよう委託先を確保するとともに、ごみ減量に向けた一層の取組みを行う必要があります。

イ その他の最終処分場の概要

平成 11 年度に供用を開始した松本市安曇一般廃棄物最終処分場及び平成 14 年度に供用を開始した松本市奈川一般廃棄物最終処分場は、予定していた数量の廃棄物の埋め立てを終了し、最終覆土を行いました。今後は、浸出液の水質等が安定するまで排水処理を行いながら、廃止手続きに必要な環境調査を継続実施します。

(ア) 令和 4 年度埋立量

- a 松本市安曇一般廃棄物最終処分場 0 t
- b 松本市奈川一般廃棄物最終処分場 0 t

(単位＝面積：m² 容量：m³)

施 設 名	処分場 全体面積	埋立 可能面積	埋立 可能容量	埋立済量	残容量	埋立可能 年数
松本市安曇一般廃棄物最終処分場	8,527	1,750	5,100	5,100	0	埋立終了
松本市奈川一般廃棄物最終処分場	10,000	1,000	1,800	1,800	0	埋立終了

(イ) 令和 4 年度 灰の委託処分量内訳

(単位：t)

種 類	人工砂化	溶融金属回収	セメント原料化	委託埋立	合計
焼却灰	3,138	2,493	1,467	0	7,098
飛灰	535	782	0	1,746	3,063
合計	3,673	3,275	1,467	1,746	10,161

(ウ) 令和 4 年度 埋立ごみの委託処分量 (単位：t)

種 類	委託埋立
埋立ごみ	704

(2) 中間処理施設

ア 松本市リサイクルセンター

市民が資源物を常時持ち込める施設として、平成 20 年度に旧ごみ焼却施設の解体跡地に開設し、リサイクルの一層の推進を図っています。

これにより、隣接する松本クリーンセンターと合わせて全てのごみの持込が可能となり、市民の利便性が向上しました。

また、シュレッダーを設置し、機密性を伴う書類も受け入れ、紙類のリサイクルの推進を図っています。

所 在 地	松本市大字島内 9833 番地 2
施設規模	ストックヤード棟 鉄骨造平屋建て 延べ面積 1,293 m ² 計量棟 鉄骨造平屋建て 延べ面積 77 m ²
受入品目	紙類、シュレッダー紙、金属類、布類、雑びん、生きびん、ペットボトル、小型家電、蛍光管・体温計、乾電池、スプレー缶・カセットボンベ・ライター、埋立ごみ、スプリング入りマット、スプリング入り椅子

※平成 25 年 4 月から指定管理者制度の導入により指定管理者による管理運営が行われています。

(ア) 主な資源物搬入量

(単位：t)

品目	鉄	アルミ	新聞	雑誌類	段ボール	古布	小型家電
R3	103.8	3.8	2.6	46.9	21.1	28.6	141.1
R4	90.9	4.1	3.0	43.3	18.7	20.3	135.3

(イ) 粗大ごみ搬入量

(単位：台)

品目	スプリングマット	ソファ	ソファ (2人掛以上)
R3	1,235	956	751
R4	1,307	822	646

イ 松本クリーンセンター (松塩地区広域施設組合)

(ア) 稼働中の施設

ごみ処理施設「松本クリーンセンター」の可燃ごみ処理施設は、最新の公害防止技術の採用によって、徹底した公害防止を図っています。特に排ガスに関しては、ダイオキシン類対策特別措置法の規制値よりさらに厳しい自己規制値を設定し、公害防止に万全を期しています。

また、リサイクルを推進するため「リサイクルプラザ」を併設し、さらに、ごみの焼却により発生する熱で蒸気発電を行い、クリーンセンター及び隣接する余熱利用施設の「ラーラ松本」や野球場の照明に使用し、余剰電力は売電しています。

さらに平成 17 年度からは容器包装プラスチックの資源化のため、容器包装プラスチック処理施設を稼働しています。本施設では、令和 5 年 4 月からプラスチック資源の一括回収の開始に伴い、容器包装プラスチックに加えて、大型プラスチック資源を除く製品プラスチックもあわ

せて処理することとしました。

a 施設の概要

処理施設	可燃ごみ処理施設	リサイクルプラザ	プラスチックリサイクル施設
所在地	松本市大字島内 7576 番地 1		
敷地面積	約 49,700 m ²		
建物概要	鉄骨鉄筋コンクリート造 延べ面積 17,000 m ² 地下 1 階、地上 6 階 建物高さ 約 39m 煙突高さ 59.5m	鉄骨鉄筋コンクリート造 延べ面積 3,900 m ² 地下 1 階、地上 3 階 建物高さ約 23m	鉄骨鉄筋コンクリート造 延べ面積 1,500 m ² 地下 1 階、地上 2 階
処理能力等	150 t / 24 時間 × 3 炉 合計 450 t / 日 全連続燃焼式焼却炉 (ストーカ炉) 廃熱ボイラー式 蒸気量 28.2 t × 3 炉 排ガス施設設備 消石灰・特殊助剤吹込 バグフィルタ 無触媒脱硝装置 余熱利用 蒸気タービン発電 (6,000KWh) 熱利用 場内給湯 冷暖房及びララー松本	35 t / 5 時間 × 1 基 4 種選別 (鉄、アルミ、可燃物、不燃物)	11 t / 5 時間 × 1 基 手動選別 圧縮梱包
備考	平成 11 年 4 月稼動		平成 17 年 4 月稼動

b 市村別ごみ搬入状況

(単位: t)

区分 年度	ごみ搬入量						1 日当 り搬入量	搬入 比率 (%)
	可燃 ごみ	容プラ	破碎 ごみ	可燃 粗大	あずさ 汚泥	合計		
R2	93,068.50	897.87	387.38	2,217.07	358.57	96,929.39	265.56	—
R3	92,366.76	904.35	296.76	2,109.91	342.92	96,020.70	263.07	—
R4	92,231.27	910.04	320.35	2,081.41	356.00	95,899.07	262.74	—
松本市	74,717.05	880.73	302.97	1,551.20	337.25	77,789.20	213.12	81.12
塩尻市	14,584.53	—	11.46	466.29	—	15,062.28	41.27	15.71
山形村	2,216.95	29.31	5.42	34.33	18.75	2,304.76	6.31	2.40
朝日村	712.74	—	0.50	29.59	—	742.83	2.04	0.77

※1日当たりの搬入量は、年間日数 365 日又は 366 日で算出したもの。

※令和 2 年度は、長野市の災害廃棄物を搬入した量 (可燃ごみ 87.79 トン) を除してあります。

(イ) 新施設の建設

松本市を含む 2 市 2 村で構成される松塩地区広域施設組合が管理・運営する焼却施設「松本クリーンセンター」は、令和 10 年度で役目を終えるため、隣接地に新施設を建設することについて地元の島内平瀬川西町会と島内地区町会連合会から、令和 3 年 1 月 27 日に同意を得ました。新施設の稼働は令和 11 年度を予定しています。

新施設の建設に向けて、令和 4 年 2 月には新ごみ処理施設基本構想検討委員会による提言をもとに「新ごみ処理施設基本構想」を、令和 5 年 2 月には基本構想をもとに新ごみ処理施設の整備方針を定めた「新ごみ処理施設基本計画」を策定しました。

14 産業廃棄物処理業等の許認可

廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、産業廃棄物処分業、産業廃棄物処理施設及び産業廃棄物収集運搬業の許可に関する事務を行いました。

産業廃棄物処分業及び産業廃棄物収集運搬業の許可の有効期限は 5 年です。（優良認定されている場合は 7 年）

産業廃棄物処理業者等の許可状況（事業者数・施設数）

<R5.3.31 現在>

処分業		処分業(移動式)		収集運搬業		産業廃棄物処理施設 (15 条施設) (移動式を除く)
産 廃	特別管理	産 廃	特別管理	産 廃	特別管理	
26	3	56	1	33	5	22

15 一般廃棄物処理業等の許認可

廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、一般廃棄物処分業、一般廃棄物処理施設及び一般廃棄物収集運搬業の許可に関する事務を行いました。

一般廃棄物処分業及び一般廃棄物収集運搬業の許可の有効期限は 2 年です。

一般廃棄物処理業者等の許可状況（事業者数・施設数）

<R5.3.31 現在>

処分業	収集運搬業			一般廃棄物処理施設 (8 条施設)
	一般許可	限定許可	特定家庭用機器	
10	13	31	12	17

16 使用済自動車の再資源化等に関する法律による許可及び登録

使用済自動車を再資源化するための解体業、破砕業の許可、引取業、フロン類回収業の登録に関する事務を行いました。

許可及び登録業者（事業者数）

<R5.3.31 現在>

解体業	破砕業	引取業	フロン類回収業
9	7	110	24

17 ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物の処分に関する指導

PCB特別措置法で期限内に処分しなければならないとされているPCBを使用した製品の廃棄物の処分を促しています。

保有者に対する「PCB廃棄物等の保管及び処分状況等届出書」の提出依頼及び保管・処分状況の確認に関する事務を行いました。

(1) 高濃度PCB（5,000ppm超）の処分

ア 処分期限

変圧器、コンデンサー等 令和4年3月31日（処分期限終了）

安定器及び汚染物等 令和5年3月31日（処分期限終了）

イ 処分業者 中間貯蔵・環境安全事業(株)（JESCO 室蘭市）

(2) 低濃度PCB（0.5ppm以上5,000ppm以下）の処分

ア 処分期限 令和9年3月31日

イ 処分業者 他都道府県の民間事業者（県内業者は無し）

18 監視指導

(1) 産業廃棄物処理業者及び排出業者への立入検査、指導を計画的に行いました。

(2) 不適切処理の恐れのある処理業者及び排出業者には定期的に立入検査を実施し、通報による立入検査や指導も実施しています。

(3) 立入検査件数（令和4年度実績）

ア 廃棄物処理業者への立入検査

（回数）

	処分業	収集運搬業	処理施設
産業廃棄物関係	68	61	44
一般廃棄物関係	26	65	18

イ 排出事業者等への立入検査

（回数）

排出事業者	自動車リサイクル法関係	その他
68	44	60

19 鳥獣被害対策事業

(1) 目的

野生鳥獣による農林業への被害を減少させるため、猟友会等による「駆除」、侵入防護柵の設置による「防除」、人と野生鳥獣とのすみ分けをするための「生息環境管理」を3本柱として総合的な対策を進めています。

(2) 令和4年度の実績

ア 駆除対策事業

(ア) 個体数調整と有害鳥獣駆除の実施

有害鳥獣駆除 ニホンジカ他獣類 2,085頭

カラス他鳥類 2,664羽

- (イ) 捕獲従事者を確保するための新規銃猟者に対する支援 9名
- (ウ) 集落等捕獲隊の組織化による、地域ぐるみでの捕獲体制の推進
(四賀73名、入山辺142名、中山36名、安曇(2隊)36名、梓川20名)
- (エ) 鳥獣被害対策実施隊による駆除体制の強化

20 森林造成事業

(1) 目的

森林は、木材等生産物の供給、国土や自然・生活環境の保全、水源のかん養など、多面的な機能を有しており、安全で快適な市民生活を実現する上で重要な役割を果たしています。

森林のもつ機能を十分維持できるよう、間伐等の森林整備を進め、森林を健全な姿で次世代に引き継ぐことを目指します。

(2) 実績

年度	造林 (ha)	下刈 (ha)	除伐 (ha)	間伐 (ha)	搬出間伐 (ha)	更新伐等 (ha)	枝打他 (ha)	作業道 (m)	合計 (ha)
R2	6.79	11.92	2.0	8.18	19.96	11.75	2.86	12,381	63.46
R3	10.82	26.07	3.6	15.29	46.08	16.27	0	12,023	118.13
R4	8.41	34.18	0	1.39	43.49	11.51	0	12,300	98.98

(3) 松本市森林資源の現況

(単位：ha)

森 林 面 積					
78,444 (松本市地域総面積の80%)					
民 有 林			国 有 林		
38,272 (49%)			40,172 (51%)		
針葉樹	広葉樹	未立木等	針葉樹	広葉樹	その他
22,543 (59%)	14,852 (39%)	877 (2%)	23,168 (58%)	12,066 (30%)	4,938 (12%)

21 森林再生活用事業

(1) 松枯れ対策事業

松枯れ被害は、東山部から河西部、更には市街地に至るまで、奈川地区を除く市内全域に拡大しています。

しかし、広大な森林域での松枯れ被害を防ぐことは困難なため、被害先端地に集中した伐倒駆除や、樹種転換、ライフライン(生活道路)沿線での危険木処理及び、個人や団体等の松の伐採補助や樹幹注入剤購入補助等の対策を進めています。

○ 伐倒駆除の実績

年度	R2	R3	R4
処理本数(本)	3,840	2,748	3,222
処理材積(m³)	5,208	5,029	6,173
事業費(千円)	155,814	150,982	169,544

(2) 森林再生市民会議運営委員会

ア 目的

松本市森林再生実行会議からの提案を受けて、市民が森林への関心を高めるためのイベント等の開催や、「松本市森林長期ビジョン」の令和 6 年度策定に向け、令和 4 年度に設置しました。

イ 委員構成

有識者、林業関係者及び公募市民計 10 名

ウ 実績(令和 4 年度)

(7) 「森林に親しむ」「林業を知る」「木材の利用」をテーマとしたイベントを 3 回開催し、参加者が森林や林業について学びました。

(1) 森林の「物」と「場」をテーマとしたフォーラムを開催し、参加者によるグループディスカッションを行いました。

22 市民の森整備事業

(1) 目的

岡田地区の「芥子坊主山」一帯の森林を、里山とふれあい、山づくりを体験しながら次世代に引き継いでいくことを目的に、市民協働でつくる「市民の森」として整備を進めています。

ア 主体 芥子坊主山・市民の森整備推進協議会

イ 場所 岡田 芥子坊主山

ウ 開設 平成 20 年

エ 面積 11ha（岡田財産区 9ha、個人 2ha）

23 木材利用推進事業

(1) 目的

利用時期を迎えたカラマツなど地域産材への需要を掘り起し、販路の確保や高付加価値化を検討して地域産材の販路拡大を推進しています。また、地域産材の主伐（収穫のための伐採）、搬出、乾燥及び製材の一連の流れに基づく地元での木材の供給及び活用の仕組みを構築し、安定的な地域産材の活用促進を図るため、林業及び製材業等の関係者で構成する地域産材活用検討会議を開催します。

令和 3 年度からは、市有林カラマツの主伐を実施し、「伐って、使って、植えて、育てる」森林の健康なサイクルを構築するための取組みに着手しました。

(2) 地域産材の需要拡大事業

(単位：件)

年 度	R2	R3	R4
カラマツ材住宅補助	11	9	5
ペレット・薪ストーブ購入補助	47	37	43

※カラマツ材住宅補助は R3 から補助事業を拡充

24 森林環境譲与税と森林経営管理制度

(1) 森林環境譲与税

森林整備の促進に関する施策の財源とすることを目的として、国が国税として徴収し、市町村の私有林人工林面積、人口等に応じた按分により、令和元年度から都道府県及び市町村へ譲与されています。譲与税の用途は多様に考えられますが、国は平成31年に施行した森林経営管理法に基づく森林経営管理制度の財源に優先して充当するよう求めています。

市では、毎年度の森林環境譲与税を、松本市森林環境譲与税活用基金に全額積み立て、事業に必要な費用をその都度取崩して活用しています。

(2) 森林経営管理制度

適切に管理されていない森林の適切な経営や管理の確保を図るため、平成31年4月1日から新たな制度として始まりました。(概要は以下の(ア)～(エ))

市では森林経営管理制度による森林整備を、令和2年度から意向調査を開始し、令和3年度では森林整備プランニングマップを作製し、森林整備の優先順位や整備方法を検討し、進めています。

(ア) 市町村は所有者確認、経営管理が行われていない森林の選定、意向調査などを実施する。

(イ) 森林所有者自らが森林の経営管理を実行できない場合に、市町村が森林経営管理の委託を受ける。

(ウ) 森林経営に適した森林は、意欲と能力のある林業経営者に市町村が再委託する。

(エ) 再委託できない森林及び再委託に至るまでの間の森林においては、市町村が管理を実施する。

25 林道整備事業

(1) 目的

森林整備の効率化と森林の有する多面的機能を十分に発揮させることを目的に、高性能林業機械による効率的な間伐材の搬出が可能な林道網の整備を推進しています。

(2) 経過及び計画

令和4年度から美ヶ原線・奈川安曇線の事業は、建設課が行っています。

ア 農山漁村地域整備交付金事業

路線名	種別	延長(m)	幅員(m)	事業費(千円)	事業年度
美ヶ原線	改良	2,146	4.0～7.0	367,440	H27～R9
奈川安曇線	改良	3,007	4.6～6.0	960,301	H17～R9
宮ノ入線	改良	1,609	4.0	187,740	R1～R9

イ 橋りょう延命化事業

路線名	種別	数量	幅員(m)	事業費(千円)	事業年度
白樺橋(奈川安曇線)他	改良	29橋	4.6	211,029	H23～R8

ウ トンネル延命化事業

路線名	種別	延長(m)	幅員(m)	事業費(千円)	事業年度
蛭窪トンネル(奈川安曇線)	改良	336	4.6	305,095	H26～R4

エ 県単林道事業

路線名	種別	延長(m)	幅員(m)	事業費(千円)	事業年度
奈川安曇線	改良	1,423	4.6～6.0	174,520	H17～R7

26 林業関係施設一覧

(1) 森林公園

施設名	所在地	施設の概要・規模等	所管課
千鹿頭山森林公園	里山辺・神田	敷地面積 86,700 m ²	森林環境課

(2) 体験交流施設及び研修宿泊施設

施設名	所在地	施設の概要・規模等	所管課
美鈴湖もりの国	三才山 1871	オートキャンプ場 マレットゴルフ場ツインティ9ホール	森林環境課
四賀環境学習の森	中川 1915-1	交流促進センター、林間広場、コテージ3棟	森林環境課

(3) 林業施設

施設名	所在地	施設の概要・規模等	所管課
林業センター	入山辺 4763-1	木造平屋 174 m ²	森林環境課
五常集落生活環境施設	五常 6897-1	木造平屋 238 m ²	森林環境課
林業者等健康増進管理集会施設	会田 2912	木造平屋 344 m ²	森林環境課

27 森林組合

組合名	組合員 (人)	組合員所有森林面積 (ha)	出資金 (千円)	職員数(労務作業員含む) (人)
松本広域森林組合	9,994	60,445	121,641	68

28 行政事務組合

組合名	共同処理する事務	執行機関	議会等	事務所
安曇野市・松本市 山林組合	山林の管理・経営 217 筆 2,931,588.6 m ²	管理者 安曇野市長 副管理者 松本市長 安曇野市副市長 会計管理者 安曇野市会計管理者	議員総数 11 人 安曇野市 7 人 豊科 6 人 明科 1 人 松本市 4 人 島内 2 人 岡田 2 人 監査委員 2 人 議会選出 1 人 有識者 1 人	安曇野市 豊科 6000 番地 安曇野市役所内